木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程

平成２０年３月２８日制定
平成２４年１月３１日改正
平成２７年６月１日改正

（趣旨）

第１条　この規程は、木津川市地域公共交通総合連携協議会（以下「協議会」という。）及び木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（以下「協議会規約」という。）第８条に基づく分科会（以下「分科会」という。）の委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第２条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、在任中に辞職した委員（以下「前任者」という。）に代わり、新たに就任した場合は、前任者の残任期間とする。

（委員の身分）

第３条　協議会規約第５条第１号及び第２号に規定する委員及び同規約第１１条に規定する監査委員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する特別職の身分を有するものとする。

（委員等の報酬等）

第４条　前条の規定に基づく特別職の身分を有する委員及び監査委員が協議会及び協議会に設置する分科会に出席した際の報酬の額は、木津川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１９年木津川市条例第４２号）を準用し、別表のとおりとし、協議会より支給するものとする。

２　協議会の委員及び監査委員に対する費用弁償については、交通費相当額について実費弁償するものとする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９条）の規定に基づく協議会への参加応諾義務者、公安委員会及び行政機関職員には原則適用しないものとするが、各機関の取り扱いに基づき負担できるものとする。

（その他）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この内規は、平成２０年３月２８日から施行する。

（経過措置）
２　第２条の規定にかかわらず、委員の任期は平成２４年３月３１日までとする。

附　則
この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則
この規約は、平成２７年６月１日から施行する。

別表（第４条関係）

役　職　名	報　酬　額
委員（議長）	日額９，０００円
委員	日額８，０００円
監査委員	日額８，０００円

木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程新旧対照表

新	旧
木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程（案） 平成２０年３月２８日制定 平成２４年１月３１日改正 平成２７年６月１日改正 ＜省略＞ （委員の任期） 第２条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、在任中に辞職した委員（以下「前任者」という。）に代わり、新たに就任した場合は、前任者の残任期間とする。 ＜省略＞ 附　則 （施行期日） １　この内規は、平成２０年３月２８日から施行する。 （経過措置） ２　第２条の規定にかかわらず、委員の任期は平成２４年３月３１日までとする。 附　則 この規約は、平成２４年４月１日から施行する。 附　則 この規約は、平成２７年６月１日から施行する。	木津川市地域公共交通総合連携協議会委員取扱規程（案） 平成２０年３月２８日制定 平成２４年１月３１日改正 ＜省略＞ （委員の任期） 第２条　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ＜省略＞ 附　則 （施行期日） １　この内規は、平成２０年３月２８日から施行する。 （経過措置） ２　第２条の規定にかかわらず、委員の任期は平成２４年３月３１日までとする。 附　則 この規約は、平成２４年４月１日から施行する。